

2025年度 展示会出展支援助成事業

募 集 案 内

2025年4月1日

産 業 振 興 課

市内の中小企業者が、開発、製作された製品等を、展示会等に出展される経費の一部を助成します。

1. 対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する企業で、市税を完納している者

- (1) 法人については、本店または支店が宇治市にある法人事業者。
- (2) 個人については、市内に住所及び事業所を有する個人事業者。

【対象要件について】

※商業登記簿謄本全部事項証明書の本店または支店が宇治市であること。

※住民票の住所、開業届・確定申告書の事業所所在地が宇治市であること。

2. 対象業種

- (1) 情報関連産業(「日本標準産業分類」においてソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、映像情報制作・配給業若しくは民間放送業(有線放送を除く。)に分類される産業又はこれらに準ずる産業をいう。)
- (2) 自然科学研究所(「日本標準産業分類」において自然科学研究所に分類される産業)
- (3) 製造業(「日本標準産業分類」において製造業に分類される産業)
- (4) 温暖化防止、環境負荷低減及び環境保全等の環境産業

【対象要件について】

・法人の場合は、商業登記簿謄本全部事項証明書の目的欄の記載内容が上記業種であること。

・個人の場合は、開業届の記載内容が上記業種であること。

3. 対象となる展示会 等

- (1) 2025年4月1日から2026年3月31日の間に開催されるもの。
- (2) 公的機関等が開催するもの。企業が単独で開催する展示会は、対象になりません。

4. 対象経費

出展及び移送に要する経費です。

【対象外経費】

人件費、旅費、食糧費、消費税にかかる経費は対象外です。また、出展・移送に要する経費の中でも、目的外で使用可能なものの経費は対象外です(名刺、会社案内パンフレット、チラシ、ノベルティ、展示物サンプル、備品、レンタカー代など)。

5. 助成率及び助成金の上限

助成率は、助成対象経費の1/2以内で、助成金の上限は、1企業に対し1年度内400,000円です。

ただし、同一企業に対する助成金の交付については、3年度(連続・不連続を問わない)を限度とし、その総額は、1,000,000円を限度とします。

なお、令和2年度～令和5年度に交付した助成金は、その年度及び総額に含まないものとします。

また、平成13年度ならびに14年度宇治発こだわり製品出品助成事業において交付した助成金はその年度及び総額に含むものとします。

6. 申請方法

展示会出展支援助成事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、必要事項を記入し、必要資料を添付して、産業振興課へ持参してください。

7. 申請受付期間

受付期間は、2026年3月31日までです。

ただし、先着順にて予算額の範囲をもって締切りとなります。

8. 詳細・問い合わせ先

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13
宇治市産業会館 3 階
宇治市産業振興課
TEL : 0774-39-9621 直通